

よくあるお問合せ

総 則

Q.「暴力団排除への取組みの有無」で令和2年1月に受講した場合は評価されますか？

A.串本町、新宮市での講習は令和2年1月以降に開催される予定です。これらの開催地で講習を受講予定の方は、申請時には受講修了書を添付できません。この場合には、「1」を記入し申請書提出時に窓口で申し出てください。受講後、令和2年2月28日（金）までに、受講修了書を提出いただければ加点します。なお、期間内に提出がない場合は加点できません。

申請書の記載方法について

様式6号「技術職員・CPD取得者数一覧表」

Q.取得している全ての資格を書く必要がありますか？

A.入札参加資格を申請する業種に対応する資格を全て記入してください。

ただし、同一資格で1級と2級の両方を取得されている場合は、上位である1級の資格のみを記入してください。また、申請と関係のない業種に関する資格については記入しないでください。

様式7号「職員名簿（技術者以外）」

Q.従業員でも備考欄にその旨の記載は必要ですか？

A.必要ありません。個人においては代表者との続柄等、法人においては取締役等の役職がある場合に記入してください。

様式9号「重機・資材・緊急対応関係様式集」

Q.「災害時対応仮設資材」の撮影日等は決まっていますか？

A.原則として、審査基準日から3か月前までの間に撮影したものを使用してください。

Q.「災害時対応重機」のバックホウの標準（カタログ上）のバケット容量が0.09 m³しかありませんが、0.11 m³以上のバケットを所有しています。評価されますか？2 tダンプと回送車は所有しています。

A.カタログ等で0.11 m³以上が装着可能であると確認が出来れば評価します。

様式10号「資本・人的関係のある関連業者届出調書」

Q.新規と変更のどちらに○をつければいいですか？

A.定期受付においては全て「新規」に○をつけてください。以降、変更事由が発生した際の届け出は変更にも○をしてください。

Q.該当がない場合は不要ですか？

A.必要です。該当なしと記入して提出してください。

添付書類の記載方法について

添付書類イの2の1

Q.取締役と株主等を兼ねている場合、併記が必要ですか？

A.必要です。記入してください。

Q.取締役で所有株数等が5/100に満たない場合でも、所有株数の記載は必要ですか？

A.必要です。所有株数を記入してください。肩書きは「取締役」だけで構いません。

Q.記載順は決まっていますか？

A.別段の決まりは設けていません。

添付書類オ「労働保険料納付証明書（和歌山県提出用）」

Q.様式オ「労働保険料納付証明書」は必須ですか？

A.原則は適用事業所が提出するものとなります。

ただし、労災保険の特別加入を行っている場合等は提出してください。

なお、和歌山労働局への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で和歌山労働局において証明書を取得したうえで提出願います。

Q.雇用保険の適用事業所ではありませんが、労災保険の任意加入をしています。この場合、どうしたらいいですか？

A.その場合は、「雇用保険事業所番号」欄は記入せず、「労働保険番号」欄に労災保険の番号を記入してください。

添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」

Q.添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」は必須ですか？

A.添付書類オ同様、原則は適用事業所が提出するものとなります。

任意加入されている場合等でも提出してください。

なお、年金事務所への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で年金事務所において確認書を取得したうえで提出願います。

添付書類について（新型コロナウイルス感染症関連）

添付書類「県税の納税証明書（原本）」

Q.和歌山県税について特例による徴収猶予を受けているが、この場合は何を提出すべきですか？

A.新型コロナウイルス感染症の特例により徴収猶予を受けている場合であっても県税の納税証明書（未納がない証明）は発行されますので、納税証明書を提出してください。ただし、徴収猶予を受けている場合で受付可能なのは新型コロナウイルス感染症の影響によることが確認できる場合に限りです。詳細については、「申請の手引き（追記）」をご覧ください。

添付書類「消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）」

Q.新型コロナ臨時特例法により消費税の納税猶予を受けているため、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その3、その3の2又はその3の3）を提出することができないが、この場合は何を提出すべきですか？

A.猶予措置を受けていることを証明する納税の猶予許可通知書を提出することによって納税証明書の提出に代えることができます。詳細については、「申請の手引き（追記）」をご覧ください。